砂丘地域再生振興特区

都道府県名:

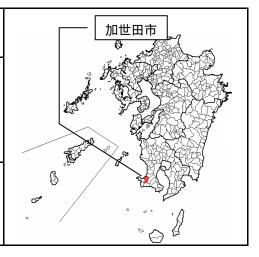
鹿児島県

申請主体名:

加世田市

区域の範囲:

加世田市の区域の一部(万世・小湊海浜地域)



特区の概要:

特区申請区域内の遊休農地等を再生・復元し、農業生産法人以外の法人を含めた多様な担い手による農業参入を取り入れた砂丘地域農業を核とする地域農業の再構築と,市民農園の開設など地域内外の集客力や有用資源を利活用した地域活性化を図ることを目的に,砂丘文化の再生と農業教育力の発揮エリアとしての農村文化公園を整備することとし,それによって砂丘地域の振興・活性化を図るものとする。

適用される規 制の特例措置:

- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の 容認
- ・市民農園の開設者の範囲の拡大





万世 小湊海浜地域